

医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院(附属研究所)
寄附金取扱規程

令和3年10月25日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院附属研究所（以下「研究所」という）における寄附金の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入目的)

第2条 次の各号のいずれかに掲げる経費に当てるべきものは、当該金額を受け入れるものとする。

- (1) 学術研究に資する経費
- (2) 研究所の運営に資する経費

(寄附金の受入制限)

第3条 寄附金を受け入れようとする場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受け入れることはできない。

- (1) 寄附金により取得した物及び研究の成果を無償で寄附者に贈与若しくは使用させること又は著しく少額な対価で寄附者に譲渡若しくは使用させることを条件とする場合
- (2) 寄附による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を、寄附者に無償又は著しく少ない対価で譲渡又は使用させることを条件とする場合
- (3) 寄附金の使用について、寄附者が監査を行うことを条件とする場合
- (4) 寄附の申込後、寄附者がその意思により当該寄附の全部又は一部を取り消すことができることを条件とする場合
- (5) 寄附金の残額の返還を求めることを条件とする場合
- (6) その他研究所長が、当該寄附の受入が研究上支障を来すと認める場合

(寄附金の申込み)

第4条 研究所長は寄附金の申込みをしようとするものがあつたときは、寄附金等申込書（様式第1号）を提出させるものとする。

(寄附金の受入決定)

第5条

研究所長は前条により申し込みがあつた場合は、研究所の運営委員会に諮り、これを適当と認めた場合は当該寄附金の受入を決定するものとする。

2 寄附金の申込みが反社会的勢力によるものであると判明したときは当該寄附金を受け入れるこ

とができないものとし、受入の決定の後に判明したときは当該決定を取り消し、納入の後に判明したときは当該寄附金の全額を返金するものとする。

(寄附金の使途特定)

第 6 条 寄附者が使途を特定した場合において、定められた使途に従って使用し、研究所において適切に管理を行う。寄附者が使途を特定しない場合、研究所長は必要に応じてその使途を特定し、定められた使途に従って使用し、研究所において適切に管理を行う。

(寄附金の振込依頼)

第 7 条 研究所長は第 5 条第 1 項の受入れを決定したときは、寄附者に対し、寄附等受入通知書(様式第 2 号)、振込依頼書を送付するものとする。

(寄附金の使途変更)

第 8 条 研究所長は次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の使途を変更することができる。

- (1) 寄附金による研究等を担当する職員が退職し、当該寄附金による研究等を他の職員が引き継ぐ場合。
- (2) 寄附者の同意を得て、当該使途を変更しようとする場合

(寄附金の移し替え)

第 9 条 研究所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金を他の研究機関等に移し替え、又は他の研究機関等から寄附金の移し替えを受けることができる。

- (1) 寄附金の使途で指定されている研究担当者が他の研究機関等へ転出することに伴い、当該寄附金の残高を移し替える場合
- (2) 寄附金の使途で指定されている研究担当者が他の機関から当研究所に転入することに伴い、当研究所に当該寄附金の移し替えを受ける場合

2 前項により寄附金を移し替える場合は、寄附者の委任に基づき寄附金移動承認申請書(様式第 3 号)により研究所長の承諾を得るものとする。

(別途経理の禁止)

第 10 条 研究所における研究の経費に当てる目的をもって外部から受け入れる寄附金については、すべてこれを私的に経理してはならない。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、寄附金の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月25日から施行する。